

特集 記録遺産を未来に—アーカイブズの世界

文書館への招待

高橋 実*

Introduction to archives

Minoru Takahashi

文書館とはどんな世界なのかを案内することが本稿の主たる目的であるが、それと同時に日本の文書館の歴史と現状を概説し、文書館制度の充実の方向にも言及している。

さて、国や自治体や団体、さらには個人がその活動のなかで作成し蓄積した文書記録は、それぞれの組織や個人が生きてきた歴史を示す貴重なあかしである。こうした人間の活動の産物である文書記録を、その現実の役目をおわたったのも、地域住民の、あるいは国民の、さらには人類共有の歴史的情報遺産として保存し、さまざまな利用に供するための施設、それが文書館（アーカイブズ）である。

文書館は、文書記録の歴史的文化的価値にもとづく学術研究や社会教育上の機能と、文書記録の行政的経営的価値にもとづく行政経営サービス機能というふたつの大きな役割をになっている。このことを比喩的にいえば、「歴史文化のデータバンク」としての機能と「行政経営の情報センター」としての機能ということになる。

このような文書館制度が、現代世界において必要不可欠なものとされていることは当然である。

ところが不思議なことに、日本ではこの文書館制度が未発達なのである。文書館は文化的記憶の源泉であり、地域社会や国家の自己認識の形態なのであるということからすれば、わが国が自己のアイデンティティの基礎を確立しているとはいえない。そこで、わが国における史料の保存・利用問題の歴史と現状のなかにその原因を探り、そして文書館制度充実の方向を検討してみた。

Mysterious is that, in Japan, an economically leading country, her archives system has not yet developed. As archives is the fountainhead for the cultural memory of a nation or a local society, it forms the source of their self recognitions. However, the source for our own identities are not fully established in Japan.

It is the world's general understanding that the archives system is essential in contemporary world, because archives has the following two roles : (1) the historical-cultural data bank function, or the function concerning academic research and social education based on their historical and cultural value, and (2) the administrative management information center, or the function concerning government administrative service based on their administrative value.

The author tries to explore the reasons of the mystery among Japanese history and present conditions concerning issues of the archives preservation and use, and to discuss the possible directions to consolidate our archival system, with the main purposes of illustrating "what is the world of archives" and briefing on "Japanese archives systems and institutions: their past and future."

*たかはし みのる：茨城県立歴史館主任研究員

Minoru Takahashi : Senior Researcher, Archives and Manuscripts Division of Ibaraki Prefectural Museum of History

はじめに

1988年 8月パリで開かれた国際文書館会議 (ICA) で、フランスのミッテラン大統領は次のような講演を行っている。

すなわち「すべての国のアーカイブズは過去の行為の軌跡を保存するものであり、同時に現在の問題をも照らし出してくれるものである。過去はそのままにしておくで消え去ってしまうから、記録を残すよう努力をはらわなければならない。記録を処分するかどうか、つまり生きてきた存在証明を残すかどうかは私たちの判断にかかっている。この存在証明は積み重なって世の中のできごとがどのように組み立てられているかを知る手段となり、私たち世界のすべての人々はそれを知る権利がある」と述べている (『大阪アーカイブズ』第4号)。ここには、アーカイブズつまり史料の価値とその社会的役割が簡潔に表現されており、また史料を保存し、それを活用することの意義も簡明に述べられている、といえる。

この史料を保存し活用する施設が文書館である。文書館とは、一言でいえば「史料を収集し、整理し、保存し、および利用に供するとともに、史料に関する専門的な研究を行う機関」(全史料協「文書館法案」ということになるが、わが国においてはその具体的なイメージを結ぶことはなかなか困難なようである。

そこでこれから、文書館とは具体的にどのようなものなのか、いかなる役割をになっているのかなどの問題関心をもって文書館の世界に入ってみることにしよう。

1 史料 (アーカイブズ) とは何か

まず、文書館の対象物である史料 (アーカイブズ) とは何かという問題であるが、この点については本誌に他の論述があるので、ここでは必要のきざりですべてしておく。

文字は、空間・時間のいずれをも越えて、情報伝達を可能にしたが、とりわけそれが社会組織によって採用されたとき、本来の力量を発揮するようになった。

また文字は文化である。これら文字によって構成され、当時のできごとをそのまま記述し、作成された文書や記録などは、貴重な歴史的文化的遺産といえよう。このように、人間が文字によって行為記録の定着化を行うようになって久しい。そのうえ、作成された記録はそれを作成した組織の独自の財産と考えられていたため、保存の措置が講じられてきたのである。この保存文書記録のことを史料

XI^e Congrès international des archives à Paris

Mitterrand : œuvrer « pour le patrimoine de demain »

Le président de la République a souligné le lien entre la future grande bibliothèque et la sauvegarde de notre mémoire collective.

« C'est la mémoire du monde que vous préservez et que vous mettez en valeur », a déclaré, hier matin, François Mitterrand devant les deux mille archivistes du monde entier présents au XI^e Congrès international des archives, réunis jusqu'à demain au Palais des Congrès à Paris. Entouré de Jack Lang, ministre de la Culture, de la Communication, des Grands Travaux et du Bicentenaire, et d'Alain Decaux, ministre délégué à la Francophonie, le président de la République a poursuivi : « Les archives de tous les pays, en gardant la trace des actes d'hier, éclairent mais aussi commandent le présent. Ceux qui exercent une responsabilité savent bien qu'on ne définit pas des orientations dans l'ignorance du passé. »

Insistant sur la mission des archives et la notion de « Mémoire disponible » qui offre aux peuples du monde entier la possibilité de retrouver leur identité et d'assurer la défense de leur droit en connaissance de cause, François Mitterrand a rappelé : « À la veille du bicentenaire de notre grande Révolution, comment ne pas se souvenir que de ce moment date la création de nos archives nationales et départementales. »

Mais c'est sur le thème proprement dit du XI^e Congrès international des archives qu'a insisté le président de la

ves nationales (le Caran) à Paris.

Tout en rendant hommage aux archivistes représentant une centaine de pays venus des cinq continents et de leurs recherches sur les techniques de sauvegarde des archives, François Mitterrand a fait aussi allusion au projet d'une grande bibliothèque qu'il avait annoncée le 14 juillet et qu'il souhaite inscrire dans le « cadre des grands travaux ». « Il faut que la France soit dotée d'une grande bibliothèque d'un type nouveau, qui sera adaptée aux connaissances d'aujourd'hui. Elle devra couvrir tous les champs de la connaissance, à la disposition de tous, utilisant toutes les techniques (transmission des données, consultation à distance). Il s'agira là d'un effort qui prolongera celui qui a permis de moderniser ces dernières années les archives de la France. »

Parallèlement à cette déclaration, le président de la République a demandé, dans une lettre au premier ministre, Michel Rocard, la création d'une mission d'études confiée à Michel Miot, directeur de la bibliothèque publique du centre Georges-Pompidou à Paris, et Patrice Caharié, directeur des Monnaies et Médailles, qui devra remettre un premier rapport avant le 30 novembre.

En guise de conclusion, Fran-



François Mitterrand : les archives sont une « dimension essentielle de la vie nationale ». (Photographe DR.)

ICAでのミッテラン大統領講演を伝える新聞

(アーカイブズ) という。その意味で、史料とは「この世に生を享けた人間の存在と、その活動を証すすべての歴史的情報資源である」といえるのである(大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』)。

ところで、文明社会の文明社会たるゆえんは、人間が生み出したさまざまな情報資源を、その現実の役目が終わったのちも、地域住民の、あるいは広く国民の、さらには人類共有の歴史的情報資源として保存し、新たな創造的活動と、社会の発展のためにくり返し活用してきたところにある、といえよう。ここで大事なことは情報をくり返し、くり返し活用するということであって、単に古い情報を保存する、ということだけではあまり意味はない。つまり、情報を永続的な価値をもつ歴史的情報資源として生きつづけさせ、利用のたびに生々しい情報を聞くことができるよう措置を講ずることが大事なのである。

ただ、歴史的情報資源=資料といってもさまざまなものがあり、その保存といっても、資料の存在形態などによって対策の講じ方は異なる。たとえば、民俗芸能や建造物、遺跡などは収集の対象にはなりえないし、独自の保存対策を必要とする。収集可能な資料であっても、それが持っている価値は様ではない。したがって、その利用の仕方もおのずと異なってくるのである。また、整理方法や保存設備も、それぞれの資料の特質に適応したものにしないといけない。こうした諸条件を勘案して、人間がこれまでに、自ら生み出した種々の情報資源の保存装置として、図書館、博物館、美術館、そして文書館などをつくりだし、それぞれが独自の役割をはたしつつ相互に有機的な関連をもって、人間の生み出した歴史的情報資源の保存と活用をはかってきているのである(前掲『史料保存と文書館学』)。

ともあれ、人類が歩んできたことについての情報資源を引き渡された私たちは、次の世代に、さらに未来の私たちの子孫にたいしても、それを引き継ぐ責務を負っているのだ

る。私たちはいま百年前の史料を利用することができるが、それは先人がその史料を保存しておいてくれたからである。逆に百年後の私たちの子孫がいまの史料を利用しようとしても、いまの私たちが史料の保存措置を講じていなければ、まったく利用不可能である。

2 文書館とは何か、なぜ文書館が必要か

(1) 文書館とはなにか

文書館とはなにか。それを簡単にいえば、前述のような人間の生み出した歴史的情報資源の保存と活用を図る施設、それが文書館なのである。

人ひとりひとりに歴史があるように、国には国の、自治体には自治体の、団体には団体の歴史がある。そして、個人の日記や手紙がその人の生涯の歩みを示す大切なあかしであるように、国や自治体や団体がその活動のなかで作成し蓄積した文書記録は、それぞれの組織が生きてきた歴史を示す貴重なあかしである。こうした国や自治体から個人にいたる人間のさまざまな活動の産物である文書記録を、人類共有の歴史的文化遺産として保存し、さまざまな利用に供するための施設、それが文書館である。

つまり地域住民、国民、さらには全人類の歴史的文化遺産である文書記録を系統的に収集・選択・整理・保存管理し、それを公開して平等利用に供することが文書館の役割である。

言い替えば文書館とは、特定の組織や個人がその活動の過程で作成したり取得したりした文書、その他の種々の記録を、それらが現用価値を失ったのちも、歴史的文化的情報資源として、あるいは行政・経営上の参考資料、諸権利の裏づけとして永久に保存し、それらを整理して平等利用に供する機関である。近年では、口承、風俗、民俗行事、景観などの非記録の情報を、文字、音声、映像などによって記録して後世に伝えることにも力が入られるようになっている。

ところで、文書館では具体的にどんなサー



山口県文書館書庫

ビスをするのかということであるが、大きくわけてふたつある。

ひとつはもちろん学術研究や社会教育上の機能で、もうひとつに行政経営上の情報管理サービスという機能がある。これらふたつの機能は、文書記録のもつ情報資源としてのふたつの価値、つまり歴史的文化的価値と、行政的経営的価値とにそれぞれもとづいているのである。まとめていうと、文書記録の歴史的文化的価値にもとづく学術文化機能と、文書記録の行政的経営的価値にもとづく行政経営サービス機能というふたつの役割を文書館はになっているのである。このことを比喩的

に言えば、「歴史文化のデータバンク」としての機能と「行政経営の情報センター」としての機能のふたつの役割をもっているのが文書館である、といえよう。

それでは、文書館における文書保存システムとはどんなものであろうか。それは、行政的経営的価値基準だけで決めた保存年限にもとづいて、これまでのように文書を機械的に廃棄するのではなくて、歴史的文化的価値と行政的経営的価値の両面から評価を行い、最終的にはアーキビストが、保存か廃棄かを決定するシステムのことである。最近では、このシステムを原課段階での現用文書の作成・授受・管理にまで及ぼすべきだ、という考え

が強くなってきた。つまり、文書館は単なる学術文化施設でなく、同時に行政庁や企業・大学などの内部的な情報センターとして、組織の中心に位置付けるべきだ、と考えられるようになってきている。

このように文書館を、組織の活力と発展の基礎をになう方向に位置づけようとしているのが、現代世界の文書館界の趨勢なのである（前掲『史料保存と文書館学』）。

(2) なぜ文書館が必要か

ところで、既述のように史料を保存し利用することの意味や、文書館の役割・機能を理解するならば、文書館の必要性について誰も異存はないはずである。ところが実際は、欧米でも文書館の必要性、あり方をめぐって長い間の論議があったのである。

文書館は「贅沢品か、必要物か」という問いは、国民に開かれた文書館制度を1789年に設置していらいの伝統を誇るフランスにおいてさえ、最近まで聞かれていたのである。このことは、文書館とは少数の学者が利用するにすぎない「相対的に安上がりな贅沢品」の施設である、と一般市民に思われていたことを明示している。

これに対して、フランスの文書館界は「今日政府の役割は変化し、あらゆる社会的・経済的部門にまでおよぶようになっていく。……増大した政府の役割はまた作成する記録を増加させる。これを保管し、あるいは永久保存とされた記録についての保管場所と検索手段の善し悪しは効率的運営と利用サービスを左右する。……今日の国民国家において国民的自覚を証明するのが歴史的研究なのである。そして伝達手段の発展によって、現代世界は相互の尊厳を認め理解を深めることが容易になっている」という論理で文書館の有用性を強調した（安澤秀一「文書館学を考える」、『史料の整理と管理』）。

この主張は現代文書館の存在価値を明確に示しているとともに、文書館自体が「古物堆積所」、あるいは少数の学者の専有物であっ

たそれまでの状態から大きく転換してきたことも明示しているのである。

このような歴史をへて、今日の世界では、あらゆる部門、あらゆるレベルで現代的文書館制度の設置は必要不可欠なものとして認識されるようになったのである。

いうまでもなく、国民的情報基盤の確立なくして国民的自覚は生まれてこない。国民的自覚は戦前のような独善的な孤立と侵略としてではなく、国際的な相互交流にもとづく相互尊重によって裏づけられねばならない。自国の文化と歴史の永久保存施設として機能する文書館理念の欠落は、他国の文化と歴史を軽視することにつながり、国際的な不信感を増すだけである。

ここにきてザンビアのアーキビストであるムーアの発言を思い出す。ムーアは、「文書館とは文化的記憶の源泉であり、地域社会や国家の自己認識の形態なのである」と文書館の意味づけをしている。この意味からするならば、わが国が自己のアイデンティティの基

山口県文書館案内
YAMAGUCHI PREFECTURAL ARCHIVES



山口県文書館
所在地 山口市後河原松橋150-1
(〒753)
電話 山口 (0839) ☎ 2116
2117

礎を確立しているとは到底いえないであろう（安澤秀一『史料館・文書館学への道』）。

それでは、なぜわが国ではこのような文書館の現状にあるのか。その理由を主としてわが国の行政当局の姿勢にあり方にさぐってみて、そこから解決の糸口をみつけだしてみよう。

行政文書記録のもつ歴史的文化的価値について、これまでの行政当局者が比較的冷淡なのは問題ではあるが、そういうものかなと思う。しかし不思議に思うのは、行政文書記録のもうひとつの価値、すなわち行政的経営的価値に対しても、行政当局者があまり熱心でないことである。そのため、現用任務を終えた文書記録の行政的経営的価値を活用するようなシステムが積極的に整備されてこなかったのである。年々膨大な文書記録が生み出されている現在、文書館システムのバックアップがなければ、現代の貴重な文書記録がこれまで以上の勢いで失われていくのは目にみえている（前掲『史料保存と文書館学』）。

またたしかに、現在の情報公開制度によって現代の生きた行政情報を住民の生活の向上に生かすことは大切である。しかし、古い過去の行政情報を保存し提供し、住民の生活・文化の発展にやくだてることもそれに劣らず重要な情報政策であるはずだし、また過去の行政のあり方が歴史の審判をうけることも社会の活力を維持するために重要なことである。新しい情報を現在の社会に生かすことのみを考えていたのでは、どうしても古くなった情報は役にたたないということで、捨ててしまえということになってしまう。

だが、現在の住民に行政情報を知る権利があるというなら、同じ情報にたいして未来の人々にだって知る権利があるはずである。この点で、100年後、200年後まで視野に入れた長期的な情報保存管理システムを構築しなければならない。そのシステムとは、公文書を中心とした文書記録の永久的な保存と利用のシステム、すなわち文書館システムであることはいうまでもない。

このような主張に対して、その重要性はわかるとしても、図書館や博物館のように一般性、公共性が少ない、つまり利用者が少ないという声がつよく、それが文書館設置のひとつの足かせになっている。しかし、よく考えてみると、自治体と住民にとって文書館は、自分たちの祖先と自分たち自身の歴史の保存施設なのだから、本来これほど一般性、公共性のある身近な文化施設はほかにないはずである。やり方しだいでは、普通のご婦人でも気楽に利用できるような、また地域の学校教育や社会教育などにも生かされるような施設にできることは欧米の文書館が実証しているのである。

このような地域文化において文書館のはたしうる役割の大きさからいって、これこそ自治体文化政策の柱にすべきではあるまいか（前掲『史料保存と文書館学』）。

3 日本における文書館の歴史と現状

さて次に、前述のような機能と役割をになう文書館が、わが国においてどのように作られ、もしくは導入され、どう展開してきたのか、あるいはいまだどのような現状にあるのか、という点について検討してみたいと思う。

(1) 戦前の文書保存管理制度

たしかにわが国において古くから文書の保存が行われ、それをういて歴史の編さんが行われてきた。しかし、それは近代的な意味での文書館制度にもとづくものではない。

日本人がある程度知識を持って外国の文書館を見学したのは、明治に入ってからである。1873年（明治6）5月、遣米欧使節団がイタリアのベネチアで文書館を見学する機会があり、そのとき彼らは「書庫ノ設ケアリ、廃紙断編モ亦収録ス、開文ノ至リナリト云ベン」（『米欧回覧実記』）と感嘆しているのである。しかし「開文ノ至リ」といわしめた文書館制度は、結局わが国には導入されなかった。

明治維新いらい、各分野で欧米の諸制度を導入し、その模倣に努めてきたわが国で、文

書館制度は唯一つ奇妙なくらい試みられなかった分野である、といつてよい。欧米では、博物館、図書館と文書館は三位一体の相互に有機的な関連をもつ文化施設として位置づけられ、それぞれの充実が図られてきたのにもかかわらずである。

文書館制度にかわって導入されたのは公文書の保存管理と廃棄の制度であった。明治10年代末から明治20年代にかけて、内閣や各省の記録関係者は、西欧の文書館の制度についてかなり知識をもち、研究を行っていたようである。しかし、それらの知識によってわが国の行政機関では公文書を保存し管理することを発達させたが、歴史研究などさまざまな利用のため文書を永久保存し、一般に広く公開して、行政の軌跡を国民の前に明らかにするという近代的文書館の設立は、戦前ではみることができなかったのである（水野保「文書館制度と歴史研究」、『地方史研究』第200号）。

もちろん文書館設置を求める声があったというわけではない。たとえば、法制史家三浦周行は「我国にアルカイブは、過去に於ても、現在に於ても、殆ど一つもないといつてよい。勿論国立のアルカイブに相当するものは現存せぬ。啻にアルカイブ其者がないのみならず、その思想がないともいえる」（『欧米視察・過去より現代へ』1926年）と述べ、文書館の必要性を強調しているのである。また三浦周行は、現時点で読んでみても遜色のない卓越した文書館論を述べているが、残念ながら文書館設置要求の運動を生み出すまでにいたらなかった。

(2) 戦後の史料保存・利用運動の歩み

わが国では、戦後になって多くの歴史研究者が公文書および民間の史料などの散逸を憂え、史料の保存・利用制度の必要性を訴える運動を展開したのである。それは太平洋戦争によって、わが国の史料は甚大な損害を受け、さらに戦禍をのがれた史料も散逸の危機に瀕していたからである。

ところで、戦後の史料保存運動、つづく文書館設立運動、そして文書館法制定の運動の歩みをふり返ってみると、大きく三つの時期にくくることができよう。

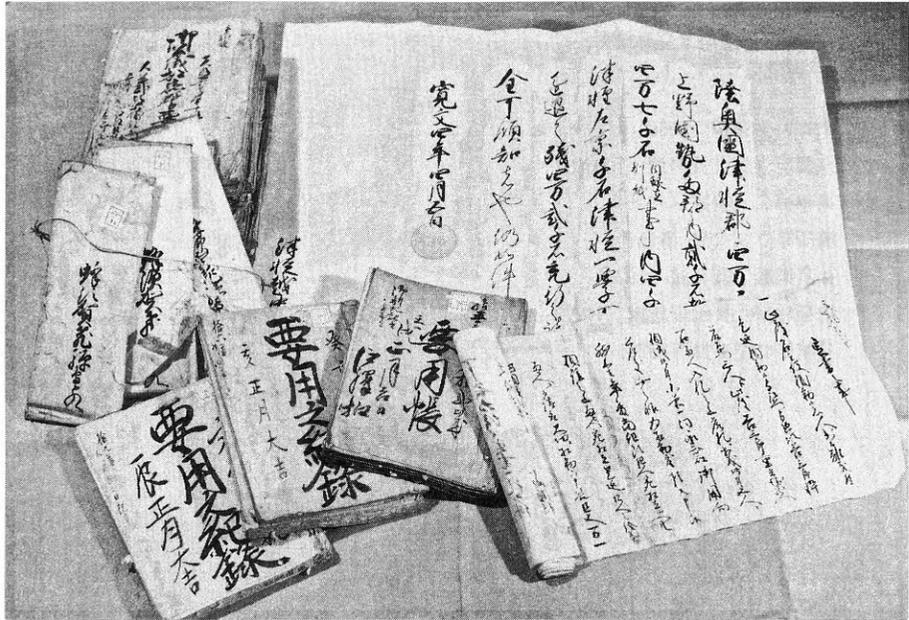
最初の第1期は、戦後はやくからはじまる近世史料の散逸防止と保存運動が展開した時期で、この運動はまず1951年（昭和26）5月の文部省史料館の設置に結実した。つまりこの時期は、いわば史料保存・利用運動の前史で、主として戦後の急激な社会変動に伴う歴史資料の散逸を防止し、保存処置を講ずる運動が展開されたのである。また、1950年代なかばからは市町村合併などにとまなう非現用行政文書の廃棄を阻止する運動も進められた。

1950年代末以降は、文書館設立運動の時期と文書館法制定運動の時期の二つにくくることができる。前者の第2期は、歴史資料保存のために文書館の設立を、という運動の展開をみた時期である。第3期には、文書館問題をめぐる議論が活発に展開され、さらに文書館法制定運動が次第に高まりをみせてきた。

これら両時期のなかで、史料保存運動が高揚をみせた3つのピークがある。これらはそれぞれ、1959年（昭和34）11月の「公文書散逸防止について」、1969年（昭和44）11月の「歴史資料保存法の制定について」、そして1980年（昭和55）5月の「文書館法制定について」という日本学術会議の勧告にむすびついている。

このうち「歴史資料保存法の制定について」の勧告は、その後の史料保存・文書館設立運動の指針となった重要な勧告で、またこの勧告がひとつの契機になって新たに設立された地方文書館、史料館は少なくない。

つづく「文書館法の制定について」の勧告は、「歴史資料保存法の制定について」の店晒し状態を打開するため、その勧告の趣旨を受け継ぎながらも、とりあえずは法の網をかけやすい公文書の保存利用に焦点を絞り、「文書館法」という形で法律の早期実現をはかろうとしたものであった。



国立史料館所蔵の近世文書

この勧告がでたあと、法制定への動きは次第に活発になってきた。国会の場でも、この問題が取り上げられ、1981年(昭和56)には参議院法制局がはじめて「公文書館法案大綱(案)」を作成している。ただ、行政機関的な側面と文化施設的な側面をあわせもった文書館の複雑な性格から、この法案を担当する省庁がなかなか決まらず、具体化は遅々として進まなかったのであるが、議員立法という方法に転換され、こうして1988年(昭和63)12月に公文書館法が成立したのである。法の所管は総理府であるが、実務は国立公文書館が担当することになっている。

この公文書館法には問題も多いが、しかし少なくとも「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性」が明確にうたわれ、公文書等の保存および利用に関し「適切な措置を講ずる責務」が国および地方公共団体に課せられたことの意義は大きい、といっていよいであろう。

(3) 文書館設置の現状

さて、文書館には行政機関が設置するもののほか、さまざまな組織・団体および個人が設置するものがあるが、ここではわが国の公

立文書館、企業文書館、大学文書館についてその概略を述べてみることにする。

公立文書館

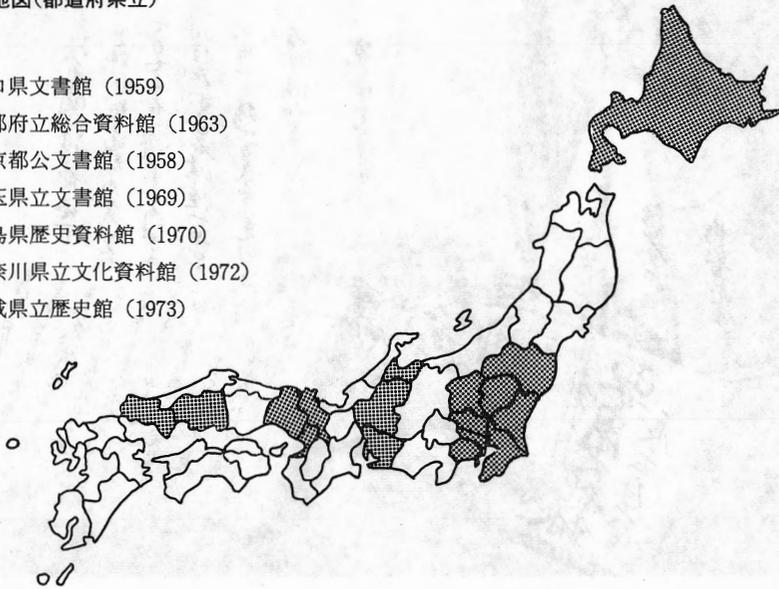
公文書館法が成立し、施行されてから地方自治体において文書館、公文書館設置の気運が急速に盛り上がってきた。しかし、わが国における文書館制度は、いまだ諸外国に比べて著しく遅れている、といわざるをえない。

国レベルでは、前述の文部省史料館が改組された国立史料館(正式には国文学研究資料館、史料館)のほか、国立公文書館(1972年設置)、外務省外交史料館(同年設置)などがあるが、いずれも規模は小さい。

県レベルでは、1959年(昭和34)に「文書館」を冠するわが国最初の施設が山口県において実現をみたが、その後公文書館の実態をそなえた施設の設置は遅々としてすすまなかった。それでも、1960年代にはいると一部の自治体において文書館類似施設の実現をみるようになった。しかし、これら既存の史料保存・利用機関のほとんどは、公文書館法が成立する以前にさまざまな運動を基盤にして設立されたものであるため、その名称も、「文書館」のほかに、「公文書館」「歴史館」

文書館地図(都道府県立)

山口県文書館 (1959)
 京都府立総合資料館 (1963)
 東京都公文書館 (1958)
 埼玉県立文書館 (1969)
 福島県歴史資料館 (1970)
 神奈川県立文化資料館 (1972)
 茨城県立歴史館 (1973)



岐阜県歴史資料館 (1977) 大阪府公文書館 (1985) 富山県公文書館 (1987)
 群馬県立文書館 (1982) 栃木県立文書館 (1986) 千葉県文書館 (1988)
 兵庫県政資料館 (1985) 愛知県公文書館 (1986) 広島県立文書館 (1988)
 北海道立文書館 (1986) 徳島県立文書館 (1990秋予定) 鳥取県立公文書館 (1990秋予定)

「資料館」などいろいろであり、その数も数え方によって異なってくる。そういう事情であるが、ここでは1989年末現在の文書館および文書館類似施設を都道府県立17館と数えておく(図参照)。これは、行政文書記録の継続的受け入れという公文書館本来の機能を備えている施設をあげたもので、これ以外に歴史資料の保存・利用機関をあげればかなりの数になる。なお、これにつづいて徳島県立文書館と鳥取県立公文書館がこの秋に開館する予定である。また、岡山県、秋田県、和歌山県などいくつかの県で設置の計画が進められているとのことである。

市レベルでは、1974年に設立された藤沢市文書館がわが国では最初の施設である。その後、広島市公文書館、川崎市公文書館など政令指定都市で文書館の設置がすすめられ、公文書館法施行後の1989年に入ると北九州市公文書館、神戸市文書館、八潮市資料館などがつぎつぎに開館してきた。今後、県や市レベルはもちろんであるが、町村レベルでも文書

館設置の検討が進められることであろう。

ところで都道府県立・市町村立文書館には、さまざまなタイプがある。たとえば、設置の法的根拠によって「地方自治法」にいう住民の福祉のための「公の施設」であるか、または「地方教育行政法」にいう「教育機関」であるか、あるいは庁内利用を主目的とした内部組織であるかによって分けられる。

また、文書の収集・保存・利用のみを行う単独施設か、博物館のような機能や史誌編さんの組織をあわせもつ複合施設などによってもその機能が異なってくる。

さらに主な収集対象によってもタイプが分けられる。主として公的文書記録に限定する場合と、公私の文書記録を幅広く収集する場合では、施設の性格や名称に違いが出ている。

しかし公立文書館の多くは、前述したように戦後の史料保存・利用運動から生まれてきただけに、実際の業務はそれぞれの自治体の公的文書記録だけを収集・保存するという役割にとどまっていな。むしろ都道府県レベ



北海道立文書館

ルの文書館では、広く地域の市町村や民間すなわち企業・団体・個人所有の公私の文書記録を保存することにも積極的に力を注いできた。それは、市町村の文書館、その他団体・企業などの文書保存・利用施設が十分に発達していないわが国の文書館事情のもとでは、業務の守備範囲を広げざるをえないからである。

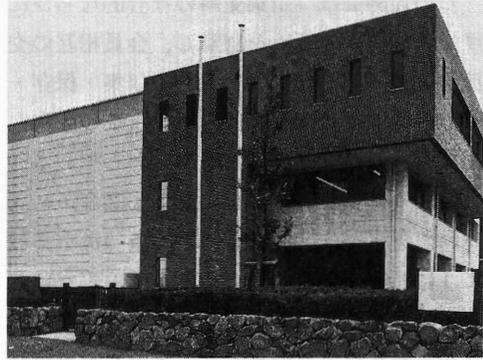
ところで、主として公立の史料保存利用機関やそこに勤める有志によって、1976年に全史料協が結成された。結成当初、機関会員24機関、個人会員36名であったが、10年後には機関会員59機関、個人会員75名に増加している。それは地方自治体で文書館設置が進み、あるいは設置への関心が高まってきたことによるものといえる。1990年段階では、さらに機関会員89機関、個人会員90名に増加している。この全史料協については本誌の別稿で述べているので参照されたい。

企業文書館

企業や宗教団体、社会運動団体においても経営・活動上の参考のため、あるいは将来の社史、団体史の編さんのため、史資料を系統的に保存管理しているところがある。

ヨーロッパでは企業や団体の史料の歴史的文化的価値は行政官庁文書と同等であると認められており、イギリスなどでは企業文書館評議会が結成されているのである。

それにひきかえ日本の企業は、これまで自らの歩みを映しだしている歴史的な史資料を



群馬県立文書館

保存し活用するという考えを積極的に持っていたとはいえないようである。

しかし最近では、企業活動の記録や設備・製品を後世に伝えることも、企業の社会的責任のひとつであるとの認識が徐々に高まりをみせている。そのために史資料の収集を適切に行い、それを保存し活用していこうとする姿勢が現れてきている、とあってよい。

企業が史資料を収集保存する目的としては、主として次の3点があげられるようである。

第1は、経営の参考になるデータを過去の歴史のなかに求める要求に対応するため、そのため過去に策定し発動した企業戦略や具体的施策などの史資料を蓄積しておくのである。第2には社史編さんのためであり、第3は史料館や社史展示室などを管理運営していくために史資料を収集保存する、というのである。

企業史料の保存については最近関心が高まってきたとはいえ、それがはじまったばかりである。そのためどのような保存対策を立てるべきかなどについても解決すべき問題が山積しているようで、そのような問題を共同で解決し合おうとして誕生したのが1981年に設立された企業史料協議会である。

企業史料協議会は、企業における史料の収集・保存・管理および企業史の編さんに関係する部局、あるいは産業・企業史料などのコレクションをもつ図書館、博物館、研究機関ならびに関係分野の研究者によって構成されている。

この協議会は「企業史料の社会的ならびに歴史的価値の重要性を認識し、会員相互の交流をはかるとともに企業史料の収集・保存・管理についての調査研究を行い、この水準向上に資することを目的とする」としている。このように企業のわくをこえて協議会が結成された背景には、協議会の目的条項にもあるように、企業史料は単にその企業の史料にとどまらず、今日では広く社会的史料としての存在意義を持っているのだ、という認識が存在しているのであろう。

実際、会員相互および内外関係機関との経験・情報の交流・交換、調査研究などの研鑽を積み上げることによって、企業史料についての保存理念の普及と実務の水準向上をはかっているのである（中村頼道「企業史料の収集と記録管理」、『地方史研究』第188号）。

1990年2月現在の会員数は、法人122機関、個人41名となっており、研究会は博物館部門と史料館部門交互に開かれ、活発な活動が行われている。定期刊行物として「ニューズレター」（現在43号）や機関紙『企業と史料』（現在3集、年1回）を発行している。今後、企業史料の重要性が広く認識され、企業組織の史料保存・利用機関として企業文書館が数多く設置されることを期待したい。

大学文書館

学校はいうまでもなく社会において重要な位置をしめており、その学校組織が活動するうえで作成・授受した文書記録は、歴史的文化的価値および行政的経営的価値が高い。

諸外国では、その価値の高さを認識して、学校、その内とくに大学では独自の文書館を設け、専門職員に史料の保存・管理を行わせているところが少なくない。

しかし、わが国では法規上の規定もないこともあって、ほとんどが収集・保存・公開の施設を設けていないのが現状で、これまで学校文書館という考え方は皆無に近かった、といえる。

こういう状況のなかで近年、大学で史料の

保存・利用施設を設置しようとする動向が生まれてきた。たとえば東京大学では、大学史編さん事業を発展させて、大学の公文書などの史料や教育資料を保存・公開すべきであるという提言がなされ、それにより1987年4月に東京大学史史料室が設けられた。この施設は学内措置で設置されたもので、学内の共同利用施設であるが、学外の研究者にも公開されている。

このような事例を除き、まだ具体的な文書館の設置はほとんどみられないのが現状で、いま大学文書館問題を検討しようとしている、というのが実情であろう。

ところで、文書館学の立場から大学文書館を定義すれば、次のようになる。すなわち、大学文書館は「大学の歴史に関わり永久に保存すべき貴重な史料や文書を恒常的に取り扱う機関」で、その役割は「大学の歴史、法制、財政、または管理について現在だけでなく、将来永久に価値ある史料を評価・選別し、系統立て、保存し利用に供すること」である（小川千代子「大学の文書館」『日本の科学者』Vol.22, No.4）。

いうまでもなく大学は社会的存在であるのだから、その大学の足跡を示す史料を社会一般の共有財産として保存し利用に供するという考え方を持たなくてはならないはずである。したがって文書館などを設置し、一般に公開することは、大学がその成果を社会に還元する責務の一つとして重要なことである。

また最近、大学で年史編さんが盛んに行われている。年史編さんの事業は喜ばしいかぎりであるが、しかし気掛かりなのは編さん終了後、収集され利用された資料がどう処置されるか、という点である。

このような認識を基礎に、大学史の編さんや史料保存利用などに関する共通の諸問題を協議し、情報交換をすすめ、会員相互の交流をはかるとを目的とする関東地区大学史連絡協議会が、1988年6月に設立された。

現在、実務に関する情報交換や史料の保存利用に関する研究会が活発に行われている。

会報『大学アーカイヴズ』はこれまで2号刊行されている。

このような着実な活動の中から次第に大学史料保存運動が生まれ、そして数多くの大学文書館の設立を実現してもらいたいものである。

結びにかえて

最後にふたたびミッテラン仏大統領の講演を引いて結びにかえたいと思う。

ミッテランは「アーキビストのこれまでの忍耐と不断的努力によって資料に価値がおかれ『世界の財産』が作り上げられてきたことに敬意を表する。さらに明日の財産をつくり上げる努力を願う。私は、これらのアーカイブなしでは国政をとることが可能とは思えない。人類の発展のために最上級の方法をとろう」（『大阪あーかいぶず』第4号）と述べているのである。

この講演から、アーカイブズ＝史料の価値を高く評価し、それを取り扱うアーキビストの役割に強い期待をかけているミッテラン大統領の積極的な姿勢を読み取ることは難しい。

いうまでもなく文書館とは、文書記録を評価・選別し、保存し、検索手段を作成し、永久保存の措置を講ずることに責任を負う人間がいて、はじめてその本来の機能を果たしうる。その点は、これまで述べてきたことから理解できるであろう。ミッテランはその点をよく承知しており、それがゆえに講演でアーキビストの役割を高く評価し、その重要性を強調したのである。

ところが、日本では、図書館や博物館などでもそうであるが、おしなべて建物、箱ものさえ作ればいいんだ、という考えが強いようである。施設を運営する専任担当者や、運営の学理的基盤を大事にしない、という傾向がわが国では強かったようである。

私たちは、このような考え方を反省し、現代的立場に立った新しい史料保存・利用運動の思想を作り出し、幅広い文書館運動を進め

て行かなくてはならないのである。

その運動の目指す課題は次のようなものであろう。

まず、全国的文書館システムの構築であり、アーキビスト養成制度の研究と実現、あるいは文書館学研究制度の確立であり、そして情報の高度化に対応した業務と機器の研究などなどである。もちろん、これらの課題は個別に存在しているのではなく、それぞれ結びつき合ったものであることはいうまでもない。いずれにしても、課題解決の方法は外から与えられるものではない。諸外国の知見に学びつつも、わが国特有の歴史の流れのなかで私たちは、どう史料を受け継ぎ、いかに将来へ引き渡さなければならないかを考え、そして文書館制度の充実をめざしてたゆまぬ努力をすることが必要である、ということはいうまでもなからう。

〔主要参考文献〕

- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、『記録遺産を守るために——公文書館法の意義と今後の課題——』、同協議会（埼玉）、1989年
大藤修・安藤正人、『史料保存と文書館学』、吉川弘文館（東京）、1986年
安澤秀一、「文書館学を考える」（国文学研究資料館史料館編、『史料の整理と管理』、岩波書店〈東京〉、1988年）
安澤秀一、『史料館・文書館学へ道』、吉川弘文館（東京）、1985年
久米邦武編・田中彰校注、『米欧回覧実記』（四）、岩波書店（東京）、1980年
水野保、「文書館制度と歴史研究」、『地方史研究』第200号、1986年
三浦周行、「古文書館」（同著『欧米視察・過去より現代へ』、1926年）
中村頼道、「企業史料の収集と記録管理」、『地方史研究』、第188号、1984年
企業史料協議会、『企業と史料』、第1号～3号、1986～1989年
小川千代子、「大学の文書館」、『日本の科学者』、Vol.22, No.4、1987年
関東地区大学史連絡協議会、『大学アーカイヴズ』、No.1～2、1989～1990年